

北上市告示甲第19号

北上市農業経営改善計画等認定審査委員会要綱（平成26年北上市告示甲第41号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月24日

北上市長 高橋敏彦

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）<u>第12条第4項</u>及び第14条の4第3項の規定に基づき市が行う農業経営改善計画及び青年等就農計画（以下「農業経営改善計画等」という。）の認定について、その適正かつ円滑な運用を図るため、北上市農業経営改善計画等認定審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）<u>第12条第5項</u>及び第14条の4第3項の規定に基づき市が行う農業経営改善計画及び青年等就農計画（以下「農業経営改善計画等」という。）の認定について、その適正かつ円滑な運用を図るため、北上市農業経営改善計画等認定審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	